

## 29 サンチュ

### A 栽培管理カレンダー

月 旬	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
作型	<p>○は種 △定植 ■収穫</p> <p>*一作期100~130日(育苗25日、本圃100日程度)</p>																										
除草剤 施用時期																											
主要 病害虫 発生 時期																											

【凡例】 作型図 ○は種、△定植(移植)、■収穫、▲その他栽培管理法等  
 主要病害虫発生時期図: —発生時期、○基幹防除時期、(○)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (○内数字は成分)  
 ◎同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除  
 注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

### B 主なクリーン農業技術の概要

#### (1) 土づくり

- 基盤整備
  - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
  - ・たい肥(4t/10a)施用を基本とした土づくり
- その他
  - ・ハウス栽培の亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥1週間以上前に施用、冬期間の被覆ビニール除去

#### (2) 施肥管理

- 土壌診断による施肥の適正化
  - ・土壌診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
  - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

#### (3) 雑草の防除

- 種草取りによる翌年の雑草発生量抑制

#### (4) 病害虫の防除

#### (5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

### C 栽培に当たっての留意事項

なし

### D 栽培に当たっての禁止事項

なし

## E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行		使用基準			
	化学肥料施用量 (kg/10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)	
ハウス	27.0	20.0	4.0	14.0	-	

- 注1 たい肥1 t当たり1.5 k gの窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、  
「牛ふん敷料たい肥」を指す。
- 注2 ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1 t当たりの窒素換算量を2 k gとする。
- 注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。
- 注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。

## F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行							使用基準											
	殺菌剤		殺虫剤	殺虫・ 殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
	(種子 消毒)							基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機
ハウス栽培	0	(0)	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載  
基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除  
臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して  
行う防除
- 注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。
- 注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。
- 注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

### 【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		定植期		掘取り		は種期		定植期		掘取り		は種期		定植期		掘取り	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
ハウス栽培	3/1	7/30	3/25	8/10	4/20	10/30	3/1	7/30	3/25	8/10	4/15	11/10	3/5	7/25	4/1	8/15	4/25	10/20

- 注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。  
道南地域：渡島、檜山管内とする。  
道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。
- 注2 作型は地域別の平均的な作期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する  
場合がある。

## G 注釈

- 作物分類としてサンチュ、チマサンチュ等のかきちしゃ類を含む。
- 土壌診断による施肥の適正化  
窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。